

自動暗号化ソフト用機器賃貸借 (R08. 07～)

仕様書

令和 8 年 2 月

愛知県後期高齢者医療広域連合

1 業務概要

愛知県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）で令和8年度に更新をむかえる「自動暗号化ソフト」について、必要となるハードウェア、ソフトウェア及び保守サービス（以下、「賃貸借機器等」という。）を調達し、広域連合へ賃貸を行う。

2 契約期間、支払方法

(1) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

なお、次年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、広域連合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(2) 借入期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日までの60か月の月払いとする。

なお、支払い時期は毎月の履行確認後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 機器納入場所

広域連合が指定する場所（名古屋市内）として、詳細な場所は契約後に広域連合と賃貸人とで協議する。

4 賃貸借機器等の調達

別紙「賃貸借機器一覧」に記載のハードウェア、ソフトウェア及び保守サービスを調達する。ソフトウェア以外の物件について代替品を調達する場合は、賃貸人が広域連合に対し事前に書面による申請を行い、広域連合において「賃貸借機器一覧」の製品と同等以上の性能を有すると認め、承諾した場合に限り可とする。ただし、ハードウェアは国内において一般的に流通している正規品であること。また、賃貸借機器等は中古品であってはならない。

なお、契約日以降、対象機器の販売終了などにより調達が困難である場合は、後継機種を調達するものとし、事前に広域連合に対し書面による承諾を得ること。

5 賃貸借機器等の納入

令和8年6月30日まで（土日祝を除く）に機器納入場所へ搬入する。詳細な納入日時については、広域連合と賃貸人とで協議して定める。

また、下記事項を遵守すること。

- (1) 内蔵可能なハードウェアは、その対象機器に組み込んだ状態で納入すること。
- (2) 接続ケーブルなどの機器附属品、日本語の取扱説明書を添付すること。
- (3) 広域連合が納入物の確認を行う際に適宜立ち会うことに同意すること。
- (4) 賃貸借物件であることを確認するためのシール等を納入後に機器等に貼付すること。

6 貸貸借機器等の保守

調達した保守サービスに則り、貸貸借機器等の保守を行う。基本的な保守要件は以下のとおりである。

- (1) 保守期間 令和8年7月1日（納入月の翌月）から令和13年6月30日の60か月
- (2) 平日8時30分から17時30分までの受付で、原則当日訪問修理とする。ただし、交通事情、気象状況、対象製品の設置地域および一時的な修理部品の枯済など、やむを得ない条件の場合は、別途広域連合と協議の上、修理日を確定するものとする。

なお、貸貸借機器等に係るベンダーへのユーザー登録は貸貸人が行い、その登録内容を広域連合へ通知する。また、故障発生時の連絡先等を記載した保守体制図を作成し、広域連合へ提出すること。

7 貸貸借機器等の撤去等

本契約期間満了後、概ね1か月以内に貸貸借機器等を貸貸人の責任において撤去するとともにデータを完全に消去し、データ消去の証明書を提出すること。また、撤去等の費用については貸貸人の負担とする。

なお、ここでいう撤去とは、本契約における貸貸借機器等を接続先機器から切り離す作業並びに当該貸貸借機器等の回収及び運搬を指し、その他詳細な方法等については広域連合と十分に協議の上、撤去を行うこと。

8 責任の所在

本調達に係る機器等の稼動及びその保障については、物品の製造者の如何に関わらず、貸貸人が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等によって担保していること。詳細については、契約書に記載する。

機器について、貸貸人の費用で動産総合保険を負担し、貸貸人は、動産総合保険で補償された損害に対しては、広域連合に請求できないものとする。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報保護の観点から、貸貸借機器等撤去の際に貸貸人は上記7に記載したハードディスク等の記録情報に記録された情報について、第三者による復元が不可能となるよう専用ソフトウェアによる論理消去、暗号化処理後の暗号鍵消去、強磁気照射による磁気消去又は物理破壊等の適切な方法により完全に消去を行うこと。
- (2) 契約期間内の下記の作業は本業務の対象外であり、これらの作業は広域連合において別途実施するものとする。

時期	作業
納入時	梱包の開梱
	機器の組み立て
	サーバーラックへの設置
	各種ケーブルの接続
システム構築時	Windowsの設定

ネットワークの設定
周辺機器の設定
調達ソフトウェアのインストール、設定

- (3) Windowsはサーバーに事前にインストールした状態で納入すること。
- (4) 令和13年7月1日以降の再リースを可能とすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、広域連合と賃貸人が協議して別に定める。